# 4月定例教育委員会会議録

# 公開案件

開催日時	令和4年4月19日(火) 午前10時から		
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室		
出席者	委 北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 員 【計5人出席】		
	事 務 沖本補佐、三上、上羅 局		
	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、伊東教育部次長、石原教育センタ 一所長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、乾教育施設課 事 長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、牧野学 者 校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、増田保健給食課長、 新田教育支援・相談課長、片岡中央図書館長、圓山一条高等学校事 務長		
開催形態	公開(傍聴人 1人)		
議題	1 教育長報告 (1)奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について (2)令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について いて 2 議案 議案第1号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について 議案第2号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱について 就案第3号 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 非公開 議案第5号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について 議案第6号 奈良市教育委員会処務規則の一部改正について		
決定取り纏め事項	1 教育長報告 (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所については、承認した。 (2) 令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、承認した。		

***			
担当課	教育政策課		
		した。	
	議案第6号	奈良市教育委員会処務規則の一部改正については、可決	
		可決した。	
	議案第5号	がでは、可依した。 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命については、	
	网络木外 0 万	いては、可決した。	
	   議案第3号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ	
		いては、可決した。	
	   議案第 2 号	奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱につ	
	MAZICINI I I	は、可決した。	
	   議案第1号	奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について	
	2 議案		

# 議事の内容

#### 教 育 長

それでは、皆さん、おはようございます。

皆さん、おそろいでしょうか。4月の定例教育委員会を始めさせていた だきます。

本日は令和4年度初めての定例教育委員会でございます。新年度に当た り教育委員会事務局に異動がありましたので、紹介をさせていただきま

教育部長より順次お願いしたいと思います。

課長につきましては新任課長のみの紹介をお願いします。

なお、教育委員会の補助執行部であります子ども未来部の理事者につき ましては、本日は案件がございませんので後日紹介させていただきます。

教育部長、次長、教育総務課長、教育施設課長、学校教育課長、一条高 等学校事務長の順でお願いをいたします。

それではよろしくお願いいたします。

#### 教育部長

4月から教育部長を拝命いたしました竹平でございます。どうぞよろし くお願いいたします。

新任の次長、課長につきましては、本人のほうから自己紹介させていた だきます。

# 教育部次長

4月1日付で次長を拝命いたしました伊東と申します。どうぞよろしく お願いいたします。

教育総務課長 4月1日付で教育総務課長を拝命いたしました徳岡でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

# 教育施設課長

教育施設課長を拝命しました乾でございます。よろしくお願いいたしま

す。 学校教育課長 4月1日付で学校教育課長を拝命いたしました牧野と申します。よろし くお願いします。 一条高等学校事務長 4月1日付で一条高等学校事務長を拝命いたしました圓山尚克です。ど うぞよろしくお願いいたします。 教 育 以上です。教育部長。 長 本日ご審議いただきます案件のうち、議案第4号 「奈良市学校給食セ 教育部長 ンター条例の一部改正について」、議案を取り下げさせていただきたいと 思います。よろしくお願いいたします。 教 育 長 分かりました。 それでは、まず事務局より資料の説明をお願いします。 事 務 局 本日の資料につきましては既にお渡ししているとおりでございます。 以上です。 教 育 長 本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。 ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。 本日の議会署名委員は私と畑中委員でお願いします。 次に、令和4年2月定例教育委員会の会議録署名委員は梅田委員、3月 臨時教育委員会の会議録署名委員は川村委員でございました。両委員に は、既に4月12日の教育委員会事務局事前説明会の場において確認をい ただき署名をいただいております。 次に、3月定例委員会の会議録署名委員は柳澤委員です。 柳澤委員、いかがでしょうか。

柳澤委員

はい。

教 育 長

ありがとうございます。

案件に入る前に、1名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び 第3条の規定に基づきまして1名に傍聴券を交付いたしましたので、ご報 告いたします。

それでは、傍聴人の方、ご案内ください。

それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、教育長報告2件、議案5件でございます。

本日の案件のうち、議案第3号は議会の議決を経るべき案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょう

か。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

それでは、公開の案件から始めます。

教育長報告(1)「奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について」、地域教育課長より説明願います。

課長。

地域教育課長

失礼いたします。地域教育課でございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。

教育長報告 教育部地域教育課 「奈良市黒髪山キャンプフィールドの 臨時開所について」、このことについて、別紙のとおり令和4年度奈良市 黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について報告をいたします。

本日付、教育長名でございます。

資料の1ページをご覧ください。

少し資料の説明の順序が変わりますが、黒髪山キャンプフィールドの開所に関しましては、4番に根拠法令ということで条例の抜粋を載せさせていただいていますが、基本的には、開所日ということで4月1日から7月20日まで、9月1日から11月30日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、加えまして7月21日から8月末までということにさせていただいているところですが、このたび団体利用ということに、4月18日の月曜日ですが、黒髪山キャンプフィールドの利用に関して申出がありましたので、これを認めていただくということにしております。

具体的には、資料の2ページ、それから3ページになってございます。 具体的には、奈良教育大学附属中学校のほうから、生徒の自然環境の中 での様々な体験であったり、人と自然の結びつきから持続可能な社会の実 現について考える機会を持つであったり、そういったことを利用目的とし て、4月18日の午後1時から6時までの間ですけれども、自然観察やま き割り、焼きマシュマロなどの活動をするために奈良教育大学附属中学校 の第1学年125名、教員10名、計135名で利用させていただきたい ということでお話がありました。

黒髪山キャンプフィールドについては、先ほど申し上げましたように、 開所日については少し限定的な規定ということになってございますが、ご 存じのようにこのコロナの中でアウトドアが非常に見直しをされて、もっ とキャンプフィールドについても多くの方に知っていただいてご活用し ていただいたらどうかというお声もありますので、今回、こういった措置 についても承認して利用していただくということで考えてございます。

説明のほうは以上でございます。

# 教 育 長

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第3条の3に従って、前項の規定にかかわらず必要があると認める場合は、事前に教育委員会の承認を得て開所することができるということでございます。その理由は、今、課長が申し上げたとおりです。また、広く可能な限り市民等に使っていただくということでございます。このことについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

畑中委員。

# 畑中委員

1つご質問させていただきたいのは、これまでにもこういった学校側からの申出があって利用された例というのがどのぐらいあるかということと、あと、この施設の使用目的については課長からご説明あったとおりなんですけれども、なかなかこういったキャンプフィールドのような環境の下で児童・生徒が体を動かすということが今少なくなっている、そういうこともしにくいという環境でもありますし、今後もっとこういう施設を利用して、学校の授業の一環といいますか、児童・生徒の活動の一環としてこういう施設をうまく利用が進められていったらいいのかな、そういう推進をしていく必要もあるのかなというふうに思っております。

# 教 育 長

課長。

# 地域教育課長

それでは、畑中委員のご質問にお答えさせていただきます。

これまでの同様の臨時開所の実績に関してということでございますが、 申し訳ありません、数年の統計というのが私今持ち合わせていないんです が、昨年度でしたら生駒市の「森のようちえん」から申出があったという ようなこともあります。今回は通常の学校活動の中でということですけれ ども、そういったいわゆるアウトドアとか自然の中で学ぶということを大 切にされているような団体からも使いたい、利用してみたいということで お声をいただいているという状況もございます。

それから、今後の例えば学校による一層の活用はどうかということでございますけれども、これに関しましては、市民の方もそうですし、それから学校のほうですね、何か自然体験の一環として使っていただくというのもよりよいご利用の仕方かなと思いますので、より一層拡充していくためには参加の仕組みづくりであったり、考え方の整理というのもございますので、今、地域教育課のほうでは今後黒髪山キャンプフィールドをどうしていくのかということを議論しながら、より拡充というか充実にも努めてまいりたいと思いますので、今回のこの教育大附属中学校の利用したいというお声も大事にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

# 教 育 長

梅田委員、お願いします。

# 梅田委員

畑中委員と同様の趣旨となりますけれども、今、課長のほうからもご説明がありましたように、このコロナ禍ということもきっかけとしながらの中での活用度が非常に求められているこういう施設に対しての仕組みであったり、それから制度であったりという、どのような形で奈良市として位置づけていくのかということについて、ぜひ議論を進め、いい形を見いだしていただきたいなというふうに思います。

先ほどから学校の教育活動においてということが少し話題になっておりますけれども、特にこのコロナ禍において学校が学校外での活動を考える際に、こういう野外の活動というのは非常に防疫対策を考えた環境として行いやすい状況にあります。

でもあわせて、コロナ禍ということだけではなくて、今後もウイズコロナということを考えた教育活動を考えていく中では、継続した配慮事項として必要なこと、または活用度の高い中身としても位置づけられていく、そういう傾向が大きくなっていくのではないかなとも思います。そういうことも視野に入れた上で、先ほどからの仕組みであったり制度であったりという、そういう在り方を考えていただければなと思います。

いずれにしましても、今回は実際には昨日の実施ということであったと 思いますけれども、いい形で活用いただけてよかったなというふうに思っ ております。

以上です。

#### 教 育 長

ありがとうございます。

他にご意見ございませんでしょうか。

柳澤委員。

#### 柳澤委員

具体的に今回のケースでいいますと当該中学校から3月末日付で4月2週ぐらいの使用願いという形だと思うんですけれども、年度当初、新年度早々に学校がこういった形で利用するというのはオリエンテーション的な意味合いで必要というふうに多分認識されておられると思います。できたら市の教育委員会のほうから積極的に募って、ホームページ等では周知されていると思うんですけれども、各学校の校長、実際にはこういう課外を含めた担当の方に積極的にこちらから声かけをしていくような形であればいいなと思いました。これは実際のマニュアルみたいな話ですけれども。

もう一点は、実際にキャンプフィールドがオープンになっているのが 土・日ということですよね。したがって学校教育の中に位置づけてやると いうのは平日の午前か午後かぶっ通しかとなるので、そこのところはかな り積極的にそういうことも受付可能ですということが学校サイドに分か っていただいてないとやりにくいというふうなところがあるので、事前に 連絡していただくプロセスと、それから平日等においても可能な限り利用 していただくような方向で考えたり、そのあたりあえて実績を積んでいた だけたらなというふうに思いました。

以上です。

# 地域教育課長

このキャンプフィールドの拡充という議論の中で、やっぱりそもそも知っていただけていないのではないのかということもありましたので、今、柳澤委員おっしゃっていただいたようなことも含めて知っていただくというところで周知する必要もありますし、加えて、スタッフのいる開所日をさらに拡充していこうとすれば、一定の予算や財源の確保という点もございますので、そういったことも必要になってこようと思います。

それから、梅田委員に先ほどおっしゃっていただいた仕組みや制度づくりということもあるということになってこようかと思いますが、いずれにせよこういったニーズがあるというのも見えてきていますので、よりいい方向で改善というか拡充していくということを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

# 教 育 長

川村委員。

#### 川村委員

保護者として、また子どもの立場に立って物を申し上げさせていただくと、コロナ禍で修学旅行ができなかったり、本当に小さな形で課外活動をするという2年間を子どもたちは過ごしてきました。その中で卒業して高校生になっていく子もおりますけれども、ウイズコロナという言葉が出ましたが、その中でこういった近場で素敵な施設があるということを子どもたちにも保護者にも知っていただくいい機会にもなりますし、卒業アルバムの中にここでの活動が載っていて、子どもたちの大切な思い出づくりという場にもきっとなると思います。ですので、本当に仕組みであり予算であり、今後ともしっかり考えていただいて、よりよい活用をしていただきたいと思います。

### 教 育 長

ありがとうございます。

様々なご意見をいただきました。

今、課長が申しましたように、今年度はこのキャンプフィールドの在り 方についてしっかり議論をさせていただき、また教育委員会にも報告し、 ご意見いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたし ます。

他に意見はございませんでしょうか。

それでは、意見がないようですので、教育長報告(1)「奈良市黒髪山 キャンプフィールドの臨時開所について」は了承をいたします。

次に、教育長報告(2)「令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書

採択の基本方針について」、学校教育課長より説明願います。

# 学校教育課長

失礼いたします。学校教育課です。

それでは、令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針 についてご説明をさせていただきます。

教育長報告 教育部学校教育課 「令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」、このことについて、別紙のとおり報告いたします。本日付、教育長名でございます。

まず、令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択についてご説明を申し上げます。

高等学校では、各教科・科目が細かく分かれており、また、使用する教 科用図書の内容は専門性が高いものとなっております。

そこで、奈良市立高等学校の教科用図書の採択につきましては、教育委員の皆様には令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針に基づき、調査研究や採択事務が正しく行われているか、また、選定委員会から提出される報告書の内容や、以前に使用していた教科書とどのような違いがあるのかなどを確認いただくといった視点でご審議していただきます。そして、一条高等学校が採択希望する教科用図書がふさわしいものであるかをご判断いただき、最終的に採択をしていただくことといたしております。今年度も同様に採択を進めてまいりたいと考えております。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

教科用図書採択の基本方針でございます。

1、2におきましては、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、また、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。

3におきましては、目録に登載されている教科用図書の中から採択することについて示しております。その中で、一度採択された教科用図書が高等学校用教科書目録に登載されている間は、原則として4年間継続して採択するものとするとございます。これは、高等学校の場合、学年ごとの大幅な改訂がほぼ4年に一度行われること、また、毎年違う教科用図書を使用することにより内容の配列が変わることなどの混乱を避けるため、目録に登載されている間は、一定の期間継続して採択しようとするものでございます。

ただ、内規的要素といたしまして、採択から4年に満たない場合でも、例えば全く新しい教科用図書が目録に登載され、高校の実態等に応じてそちらのほうがより適切であると判断されるような場合は、採択替えをすることも可能と考えております。

4におきましては、採択の留意点を4点にまとめております。

その中でも、1 につきましては、奈良市教育大綱と奈良市教育振興基本 計画を基にするということでございます。 また、3は、今回採択します教科書を本年度入学しました附属中学校の 生徒が将来使用することも見据え、附属中学校の教育活動を踏まえること としております。

5におきましては、情報開示、採択の手続等に関する留意点を示しております。

以上を奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針といたします。 続きまして、2ページをご覧ください。

奈良市立高等学校教科用図書採択の基準を示しております。

研究部会で調査研究した内容を基に選定委員会で審議し、研究結果報告として希望する教科用図書が報告されます。報告を受け、教育委員会でご審議いただき、臨時教育委員会において採択を決定するという流れになっております。

3ページから6ページにつきましては、採択に関わる規則及び関係要領 を資料として添付しております。

以降につきましては、採択に向けての流れ、名簿、報告書の様式一式等 を資料として添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、今年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

## 教 育 長

一条高等学校の教科用図書採択の基本方針について説明がありました。 高等学校は毎年採択することになっております。この件に関してご質問、 ご意見等ございませんでしょうか。

柳濹委員。

#### 柳澤委員

1ページのところの高等学校の従前との違いでしょうか、附属中学校の 4番の(3)です。附属中学校の教育活動を踏まえることということで、 実際には1年生しかいないという前提で言うと、高等学校の先生が実際に 教育活動を踏まえるというのはどういうことか、恐らくは分かりづらいの ではないかと思います。ここは校長先生、教頭先生、あるいは中学校の校 長先生方がしっかり高校側に情報を発信するといいますか、その意味でい うと教科書選定に関わって、教科別ですけれども、附属中学校の先生方が 実際に選定とか調査研究の場にタッチされるのかどうかについては何か お考えでしょうか。もちろん教科書選定ですから高等学校教員免許の当該 高校の方でしか駄目なのはそうですが、その辺具体のところでお考えがあ れば聞かせてください。

教 育 長

お願いします。

学校教育課長

柳澤委員のご質問にお答えをします。

選定委員会の委員につきましては、高等学校の教員において構成するものというふうに考えております。ただ、委員おっしゃっていただきましたように附属中学校の教育活動を踏まえることということをうたっておりますので、そのあたりにつきましては学校の内部におきまして密な連携をすることで情報共有ができるものかというふうに考えております。

以上でございます。

## 教 育 長

梅田委員、お願いします。

## 梅田委員

私のほうもこの基本方針の中の附属中学校の教育活動を踏まえることというそこの点について、ぜひともいい形が見えてくる今回の教科書採択であってほしいなというふうな思いを持ちました。といいますのは、やはりここの「教育活動を踏まえた」などということが、改めて採択の際に何かの論点になってくるという、そういう意味ではなくて、そういうことを考えた協議がなされたということがどのように研究結果の中で見えてくるかということではないかなというふうに思うんです。例えば、中学校との関連性が高い教科や単元で、高等学校の指導内容において研究成果等が見られた際には、その特徴を研究結果の報告書のほうに記述していただければ、高等学校の中において中学校との系統性を考えての選択ということが協議をされたんだということも受け止めることができるかなというふうに思うんです。そういうふうな記述を通しながら、中学校から高等学校への一貫性の捉え方の柱にも触れつつ採択ということの在り方を教育委員会として考えていく、議論していくことができるのではないかなというふうに思っております。

走り始めた附属中学校との一貫性を持った6年間の教育の在り方も念頭に置きつつ、今回の高等学校における教科書採択が公正・公平で静謐な環境の下、実施していただきますようお願いできればというふうに思います。

#### 教 育 長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

今、2名の教育委員から大事なご指摘をいただきました。附属中学校の教育活動を踏まえたという配慮表現にとどまらずそのことを協議されたのか。梅田委員がおっしゃったように協議の内容を報告書に反映させなければ、中高一貫教育の良さを活かした教育が出来ないと思います。しっかりと協議ができるようにしてください。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告(2)「令和5年度 使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」は了承をいた します。

それでは、議案の審議に移ります。

議案第1号 「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」、 地域教育課長より説明願います。 地域教育課長

失礼いたします。地域教育課でございます。ご説明をさせていただきま す。

議案第1号 教育部地域教育課 「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱 又は任命について」、このことについて、社会教育法(昭和24年法律第 207号)第30条第1項及び奈良市公民館条例(昭和39年条例第13 号)第5条の規定に基づき、奈良市公民館運営審議会委員を別紙のとおり 委嘱又は任命しようとする。本日付、教育長名でございます。

まず、資料の1ページが今回選任をしようとする公民館運営審議会の委員の第37期の一覧ということになってございます。

関係法令のほうはその後の資料の2ページ、それから3ページのほうに 記載させていただいておりますが、資料2ページは公民館運営審議会設置 の根拠でございますけれども、具体的には委員の選任に関しましては資料 の3ページの奈良市公民館条例の第5条のところにございます。

第5条の第2項におきまして、委員は次に掲げる者のうちから委嘱又は 任命するということになってございまして、第1号で学校教育の関係者、 第2号で社会教育の関係者、第3号で家庭教育の向上に資する活動を行う 者、第4号で学識経験のある者ということでございます。

この定めに従いまして1ページの第37期の公民館運営審議会の委員の選任をお願いしたいということを考えてございます。任期のほうは下に書かせていただいておりますが、令和4年5月12日でこの前の36期の委員が満了するということでございますので、令和4年5月13日から2年間ということで令和6年の5月12日までということでございます。

まず、第36期におきましては、この公民館運営審議会の委員につきましては総勢12名の委員各位にお願いしていました。内訳としては学校教育の関係者1名、それから学識経験者が1名、家庭教育の関係者が2名、社会教育の関係者が8名ということでございましたが、今回は社会教育の関係者に関しましては1名減ということにさせていただきまして合計11名ということで、具体的には密な議論や審議をしていただけたらということを考えてございます。

再任をしていただくという何名かの方に関しましてはもともと青少年の関係者ということで考えていた方なんですけれども、青少年の関係者ということですと、新規の委員の方であっても9番の奈良県青少年指導員の方であったり、ちょっと後ほどの説明とも重なりますが、前回から参画をいただいている生涯教育を専攻しておられる学生さんにもこの議論に加わっていただいていまして、違う分野であってもそういった観点でご審議をいただける方に入っていただいていますので、そういった意味で委員が1人少なくなるということに関しましては支障ないかなというふうに考えてございます。

それから、今回提案をさせていただいております11名の方に関しまし

て、9名の方については再任という形でお願いをしたいというふうに考えておりますが、10番の生涯教育を専攻されている学生さんに関しましては、以前の方が卒業や就職という転機を迎えられることから新たな方に参画をいただこうというものでございます。

それから、11番の奈良市運動習慣づくり推進協議会の代表の方でございますが、以前の方が役職が変わられて新しい方が選出されておられるということで、その新しい役職の方に参画をいただくということで、少しメンバーの変化を受けて新たな目線でもご審議いただけるかなというふうに思っておりますので、今回委員としてお願いをしたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# 教 育 長

公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について、前期よりも1名減りましたが新たに2名加わっていただくという提案でございます。このことに関してご意見等ございませんでしょうか。

川村委員。

## 川村委員

再任が9名いらっしゃいます、これは妨げないのはもちろん分かっておるんですが、何回もされている方がいらっしゃるのか、そこも教えていただきたいと思います。

#### 教 育 長

それでは。課長。

# 地域教育課長

今回新任の方以外の9名の任期の実績ということでございますが、一番 多い方で4期の実績がある方がいらっしゃいます。それ以外の方に関しま しては2期目ないし3期目という状況になっています。今回再任をしない お一人の方に関しましては、任期が非常に長かったということがございま して、委員の新陳代謝を図りながら多様な方にもご参画いただくという趣 旨から、そういう形を取らせていただいております。

以上でございます。

#### 教 育 長

他にございませんでしょうか。 畑中委員。

# 畑 中 委 員

今回の運営審議会委員の委嘱、任命については異議ありません。学生の方の委員さんについてなんですが、前回からこの天理大学の学生の方が委員として参加されているということなんですけれども、公民館の審議委員会というものについては、29条ですか、企画、実施について調査、審議するということになるんですけれども、ぜひ調査、審議に加えてこの学生さんの考え、意見を実際の公民館の運営に反映できるようにしていければいいかなというふうに思います。もちろん学生の方にとってそういった社会体験、経験の場にもなると思いますし、公民館の活性化という意味にお

いては学生の方の積極的な参加というのがすごく大事なところかと思います。実際に大学会館等では、自治協議会等などで例えば大学のサークル活動であったりそういったこととうまく連携して活動されているというような事例も聞いておりますので、公民館においても社会教育の場という意味においてぜひこういった学生の方の参画を今後は増やしていければいいのではないかなと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

柳澤委員。

# 柳澤委員

今の畑中委員の発言と関連して、私は、大学生、大学院生含めてですけれども生涯学習等に関心があり、さらに、勉学されている方を入れるのは 大賛成なんです。

ただ、所属・職名のところで、今おっしゃった例えばボランティアサークルの代表であるとか学内のそういうある種のコミュニティーの代表であるとか、肩書重視という意味ではないんですけれども、天理市の学生さんですというより以上の具体的な見え方ができたらいいなとは思うんです。他の並べ方で見ると。ただ、それはむしろそうではないほうがいいというお考えもあるので、これは私の単なる個人的な意見なんですが。

それをもう少しベースにいうと、条例なので変え難いのでしょうが、社会通念として学生さん、例えば生涯学習学部の一学生ということを社会教育の関係者と見るか見ないかについて、コンセンサスができているんでしょうか。前のページに法令等があるんですけれども、ここで委員の委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌するものとすると書いてあります。ここにどんなことが書いてあるか、ちょっと今日事前に調べればよかったんですけれども、この参酌すべき基準の例、事例、恐らくほぼそれに沿った形で条例の第5条1、2、3、4というのを書いておられると思うんですが、これからの時代の人たちをというふうなときに分野の指定のところでもう少し何かいい表現がないのかな、という気がしますので、後日で結構ですので情報提供いただけたらありがたい。

結論は、もちろん大学生の方をこういった地域の活動に入っていただく ことについて大賛成なんですけれども、1つこの点若干気になるので申し 上げました。

教 育 長

課長。

地域教育課長

すみません。私どものほうで根拠法令の資料が少し不足している部分がありましたので、また明らかにしまして委員の皆様にお届けをさせていただきたいと思います。

教 育 長

それでは、貴重なご意見をいただいたことと、また、根拠法令について

も調べて報告をお願いします。

それでは、ご意見がないようですので、議案第1号 「奈良市公民館運 営審議会委員の委嘱又は任命について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

# 各 委 員

異議なし。

# 教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 次に、議案第2号 「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱 について」、いじめ防止生徒指導課長、説明願います。

# いじめ防止生徒指導課長

議案第2号 教育部いじめ防止生徒指導課 「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱について」、このことについて、奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則第2条に基づき、奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員を別紙のとおり委嘱しようとする。本日付、教育長名でございます。

現況の奈良市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の 規定に基づき、平成30年3月に策定をしたものでございます。

本基本方針は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じると示されておりまして、施行後3年が経過をしたことから、この間の状況の変遷や様々な成果と課題を踏まえて基本方針の見直しを行うものといたしました。

奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱につきましては、令和3年度の12月定例教育委員会にお諮りをし、お手元の資料2ページにございますとおり、6名の委員の方々に2年の任期で委嘱または任命をさせていただいたところでございますが、奈良教育大学教授、粕谷貴志氏の任期につきましては、所属の大学の規定によりまして令和3年3月31日までとなっておりましたことから、このたび改めて委嘱をしているものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# 教 育 長

それでは、いじめ防止基本方針の策定委員に粕谷氏を改めて委嘱するということでございます。このことにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

梅田委員。

#### 梅田委員

基本方針のほうの策定委員会のほうが昨年度の委員の委嘱から動き始めているというところかと思いますけれども、それ以降の動きについてどのような状況か教えていただけますでしょうか。

#### いじめ防止生徒指導課長

昨年度、委員の方々の委嘱、任命をさせていただきました後は、基本的 には事務局のほうで、改定に向けた基本案といいますか、議論のポイント となるところを整理し、原案の作成を進めながら、個々の委員さんと面談 をして、改定の趣旨と、それから方向性についての確認をさせていただい たところです。委員の方々に全員集まっていただいての会合は、この後が 第1回目ということで予定をしているところでございます。

# 梅田委員

およそ今年度中に改定を進めるというスケジュール感で、よろしいでし ようか。

奈良市におけるいじめ防止の基本的な考え方について核となる方針で もありますので、しっかり議論を進めつつ、改定の趣旨を反映した中身と なるようにお願いしたいなというふうに思います。

改めてではありますけれども、今、年度が新しくなり、こういうふうな 市の基本方針を踏まえて、それぞれの学校において策定されたいじめ防止 の基本方針を基にそれぞれの学校において取組をもうスタートしてもら っているところではないかと思います。ただ、今回の市のほうの基本方針 においてもきっと議論の核となるであろう重大事態の発生ということに ついて、いわゆる未然防止であったり初期対応にしっかりと取り組めるよ うにするため、改めて年度の初めに、それぞれの学校の持つ基本方針を一 人一人の先生方がきちんと共通理解をした上で、それぞれの子どもたちの 事例に対して臨んでもらいたいなというふうに思います。 重大事態になっ てしまうような事例が全てこの段階における対応の遅れから来るという ことに対して感度を高く持って、今年度においても各学校における対応が 行われるように、またそこを見据えた検討が今回の委員会でなされるよう にお願いしたいと思います。

#### 教 育 長

ありがとうございます。 他にご意見ございませんでしょうか。 柳澤委員、お願いします。

### 柳澤委員

梅田委員の続きみたいですが、各学校の校長先生方には本年度改定に向 けて審議を進めるということは周知されているんでしょうか。あるいは実 際には事務局の教育委員会でやっていく、このことの体制等については校 長先生はじめてということになりますけれども、ご存じなんですか。

いじめ防止生徒指導課長してれは分かっています。

# 柳澤委員

ただ、梅田委員のおっしゃった言い方でいうと、年度当初にしっかりし た意識を持って、さらに重大事態案件も含めて対応を取るときに、市全体 として、教育委員会全体として取り組んでいるメッセージがあったほうが いいような気はしました。

いじめ防止生徒指導課長

今年度、改定を進めていくに当たりまして、どこかの段階で周知を進め たいと思います。

教 育 長

川村委員。

川村委員

質問です。この委員の皆さん、4番の三笠の山口校長先生、5番のならやま小中校の福西校長先生、このお二方は校長会の会長ということでよろしいんでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長

違います。

川村委員

では、この選定はどのような基準でしょうか。

いじめ防止生徒指導課長

福西校長が昨年度、今、ならやま小中学校の校長ですけれども、神功小学校長という肩書であった頃に委嘱をさせていただいていますので、小学校、中学校からそれぞれお一人ずつということで、まず生徒指導の経験にたけた方というところで基準になるという。

川村委員

生徒指導の面から選出ですね。分かりました。

教 育 長

よろしいでしょうか。

報道でしか分かりませんが、旭川市の重大ないじめ事象では、初動で十分検証がされていなかったことのようです。そういう意味では梅田委員、柳澤委員がおっしゃっているように、学校が年度当初にしっかり意識を持ってやっていく。私たちがこの教育委員会での組織をきちっとつくっているということも非常に大事なことですけれども、やはり学校現場で、しっかりこのいじめについて発見が遅れることがないように、改めて周知徹底をいただきたいと思います。

それでは、ご意見がないようですので、議案第2号 「奈良市いじめ防 止基本方針策定委員会委員の委嘱について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 次に、議案第5号 「奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」、中央図書館長より説明お願いします。

## 中央図書館長

議案第5号 教育部中央図書館 「奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」、このことについて、図書館法第15条及び奈良市立図書館協議会条例第2条及び第3条の規定に基づき、別紙のとおり委員を委嘱又は任命しようとする。 本日付、教育長名でございます。

図書館協議会の委員につきましては、資料の2ページ、図書館法第15 条で、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命すると規定 されております。

また、資料の3ページ、4ページの奈良市立図書館協議会条例第2条で、 学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行 う者、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱または任命し、委員 は10名以内で組織するとなっております。

今回、委嘱または任命をする委員は資料1ページの名簿のとおりでございます。

社会教育の関係者として奈良子どもの本連絡会の田畑陽子様、また、家庭教育の向上に資する活動を行うものとしてならやま中学校区地域教育協議会総合コーディネーターの小西桂子様、学識経験者として奈良大学非常勤講師の西浦富美子様の3名を新規でお願いし、再任5名を合わせまして8名の委員で構成をしております。

なお、任期につきましては引き継がれてから2年間となっております。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# 教 育 長

市立図書館協議会委員の委嘱または任命についてでございます。この件についてご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

それではご意見がないようですので、議案第5号「奈良市立図書館協議 会委員の委嘱又は任命について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

#### 各 委 員

異議なし。

#### 教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 それでは次に、議案第6号「奈良市教育委員会処務規則の一部改正について」、教育総務課長より説明願います。

# 教育総務課長

議案第6号 教育部教育総務課 「奈良市教育委員会処務規則の一部改

正について」、このことについて、別紙のとおり奈良市教育委員会処務規 則の一部を改正しようとする。 本日付、教育長名でございます。

令和4年4月より文書管理システムが全庁的に導入されることに伴いまして、教育委員会が所管する行政文書の規定について必要な改正を行う とともに、他の規則に定めのある文言の整理を行うものでございます。

資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

奈良市教育委員会処務規則第7条第2項につきましては、奈良市公報発 行規則に定めのある条文と重複するため削除するものでございます。

また、第8条及び第9条につきましては、文書管理システムが導入されることにより奈良市行政文書管理規程が改正され全庁統一の規定で管理されることとなり、教育委員会が所管する行政文書の事務処理を市長の事務部局の例によるものとするため個別の規定を削除するものでございます。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いします。

## 教 育 長

文書管理システムが全庁的に導入されることに伴い、規則を変えるということでございます。

具体的にどんな例がありますか。

#### 教育総務課長

第7条の2項につきましては、1条から3条までにつきましては、規則、 告示、訓令等は公報規定にあり、同じ条文となりますので、あえて同じ部 分は重複するので削除させていただいております。

#### 教 育 長

重なりが出てくるということですね。

#### 教育総務課長

8条、9条におきましても同じようなことになっておりますので削除させていただくことになります。

#### 教 育 長

このことについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 柳澤委員。

## 柳澤委員

本則を見ていないのでよく分からないんですが、教育委員会名で発出する文書については、この奈良市全体の既定の第何条かに、例えば奈良市教育委員会を含むというふうな形で含まれているのですか。それとも、奈良市が発出する文書は…ということで、選挙管理委員会など様々な独立の組織は排除されているのですか。奈良市の関連条例、本則のほうがよく分からなかったんですけれども、重複する意味がよく分からない。

#### 教育総務課長

処務規則の一番最後の条文に、この規則に定めるもののほか、事務処理 については市長の事務部局の例によるということになっております。それ ぞれ市長部局のほうで定めのある分にのっとってということですので、そ の規則に基づいてそれぞれの部局が発信するという形にはなっております。

# 柳澤委員

結局この規則は1条、2条ぐらいしか存在しないということではなく、 第1条から第7条は略されているが生きていてという、8、9を削除して 今おっしゃった例に倣うという、第8条が繰り上がっていると。

## 教育総務課長

そうですね、はい。

## 柳澤委員

それで十分差し支えなかったら問題ないと私も思います。

## 教 育 長

よろしいでしょうか。

今、柳澤委員おっしゃったように事務に支障が出なければということで、十分協議をしていただいて改正をしていただくようお願いします。

それでは、ご意見がないようですので、議案第6号 「奈良市教育委員 会処務規則の一部改正について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

# 各 委 員

異議なし。

# 教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決することと決定いたしました。 これで非公開を除く本日の全ての案件は終了いたしました。

傍聴人の方はご退席をお願いいたします。

# 教

育長 それでは、これより非公開の案件に移らせていただきます。

議案第3号 「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい て」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。

# 非公開案件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とす る。

#### いじめ防止生徒指導課長

議案第3号「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい て」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

#### 教 育 長

それでは、これで本日の全ての案件は終了いたしましたが、このほかに 何かご意見、ご連絡事項ございませんでしょうか。

次回の5月定例教育委員会は5月17日火曜日でございます。時間は1 0時からを予定しているところでございますので、よろしくお願いをいた します。

それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会といたします。ど うもありがとうございました。